

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業) 交付規程

平成31年4月1日輸技協調(執)第31-101号  
改正 令和2年4月1日輸技協調(執)第2-101号  
公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付要綱(平成31年4月1日環水大自発第1903283号。以下「交付要綱」という。)及び電動化対応トラック・バス導入加速事業実施要領(平成31年3月28日環水大自発第1903284号。以下「実施要領」という。)の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人 日本自動車輸送技術協会(以下「JATA」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 JATAは、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表の第2欄においてJATAが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

4 他の法令及び予算に基づく国の補助金の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 別表の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る収入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書（電気自動車用充電設備（以下「充電設備」という。）に係る補助金申請を行わない場合であって、令和2年度において、実施要領別表（注2）に定める事前登録を受けてJATAが公表した自動車を既に購入済みである場合には様式第1の2による補助金交付申請書兼完了実績報告書）をJATAに提出（以下「交付申請」という。）しなければならない。

- 2 申請者は、当該申請に係る事業により導入する別紙1の1の各号に規定する車両（以下「補助対象車両」という。）を既に購入済みである場合で、当該補助対象車両に抵当権を設定しようとする場合は、様式第1の3によりJATAの承認を受けなければならない。
- 3 申請者は、様式第1（その3）に記載の暴力団排除に関する誓約事項について交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### （変更交付申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）で交付申請時において補助対象車両を購入前であった者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書をJATAに提出しなければならない。

#### （交付の決定及び交付額の確定）

第7条 JATAは、第5条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、以下の各号に該当せず補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。ただし、第5条第1項の規定による申請時に補助対象車両を購入済みであって、同項の規定による補助金交付申請書兼完了実績報告書の提出があった場合は、JATAは当該申請書及び報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、以下の各号に該当せず補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び交付額の確定を行い、様式第3の2による補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書を申請者に送付するものとする。

- 一 申請者が反社会的勢力及びこれに準ずるものとして様式第1（その3）の誓約事項に該当しないこと
- 二 申請に係る事業について他の法令及び予算に基づく国の補助金の交付を受けている

こと、またはその予定があること

- 2 第5条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまで（第5条第1項の規定による申請時に補助対象車両を購入済みであった場合にあっては、同項の規定による補助金交付申請書兼完了実績報告書が到達してから、当該申請及び報告に係る前項による交付の決定及び交付額の確定を行うまで）に通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 JATAは、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

#### （交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、JATAに届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、別紙1の1の②のトラックを導入する場合を除き、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書をJATAに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書をJATAに提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書をJATAに提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、JATAの要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書をJATAに提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なくJATAに報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、JATAの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 九 JATAは、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業者は、補助事業により取得した車両及び充電設備（以下「取得財産」という。）については、様式第9による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に電動化対応ト

ラック・バス導入加速事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十一 補助事業者は、取得財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、JATAの承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、JATAが定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 補助事業者は、取得財産について、自社又は資本関係のある会社から調達した場合は、JATAに報告しなければならない。

十三 補助事業者は、十一号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

#### （申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の通知を受けた場合において、交付の決定（第5条第1項の規定による申請時に補助対象車両を購入済みであった場合には交付の決定及び交付額の確定）の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもってJATAに交付申請の取下げを申し出なければならない。

#### （補助事業の遂行の命令等）

第10条 JATAは、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

#### （実績報告書）

第11条 補助事業者（第5条第1項の規定による交付申請時に補助対象車両を購入済みであった補助事業者を除く。以下本条及び次条において同じ。）は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月11日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書をJATAに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第11による年度終了実績報告書をJATAに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書

の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第12条 JATAは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

#### (補助金の支払)

第13条 補助金は、前条（第5条第1項の規定による交付申請時に補助対象車両を導入済みであった場合は第7条第1項ただし書き）の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算払請求書をJATAに提出しなければならない。

#### (交付決定の解除等)

第14条 JATAは、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づくJATAの指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助事業の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 五 補助事業者が、様式第1（その3）の誓約事項に違反した場合。

2 JATAは、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (事業報告書の提出)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の1年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の燃費改善効果、二酸化炭素排出削減効果及びその他の二酸化炭素排出削減効果に関連する情報について、様式第14による事業報告書をJATAに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(暴力団排除及び重複交付の制限に伴う情報提供)

第16条 申請者又は補助事業者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、JATAは本事業を通じ申請者又は補助事業者に関して得た情報を国に提供することができる。

2 本事業に係る補助金と他の国の補助金との重複交付を避けるため、JATAは、補助対象車両に関する情報を国に提供することができる。

(秘密の保持)

第17条 JATAは、申請者及び補助事業者がこの規程に従ってJATAに提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、JATAが別に定める。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額
電動化対応トラック・バス導入加速事業	電動化対応トラック又は電動化対応バス <sup>(注1)</sup> の導入に必要な経費でJATAが承認した経費	補助対象となる電動化対応トラック又は電動化対応バスと同規模かつ同等仕様の2015年度燃費基準に適合したディーゼル自動車(以下「標準的燃費水準車両」という。)の価格と、実施要領別表第1第3欄に掲げる経費との差額の1/2(電気自動車にあつては2/3) <sup>(注2)</sup>
	充電設備の導入に必要な経費 <sup>(注3)</sup> でJATAが承認した経費	JATAが必要と認めた額の1/2 <sup>(注3)</sup>

(注1)電動化対応トラック、電動化対応バス又は充電設備については、別紙1の1の要件に該当するもので、電動化対応トラック又は電動化対応バスは、実施要領別表第1(注2)による車両製造事業者からの以下各号に係る報告の情報(以下「事前登録情報」という。)について、実施要領第3(6)①により作成する審査基準に基づく審査のうえ公表された事前登録情報における型式に該当するものとする。

- ① 車両の型式
- ② 動力構造(電気自動車(プラグインハイブリッド自動車(外部電源から充電できるタイプ)を含む。以下同じ。)、ハイブリッド自動車)の区別
- ③ 電動化対応車及び標準的燃費水準車両の定価(いずれも架装物等動力構造以外の部分

の変更に係る費用を除く。)

- ④ 生産計画（3年以上の継続した生産及び販売の計画があり、また、後継モデルも含めて増産による価格低減を目指す方針が示されていること。）
- ⑤ ハイブリッド自動車の構造及び燃費（架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車等改造車にあつては、当該変更前の車両（以下「ベース車両」という。）における燃費でも可とする。以下同じ。）に関するデータ

(注2) 基準額の算定に用いる経費及び価格は下表第2欄及び第3欄のとおりとし、定価及び費用については税抜とする。当該算定にあたっては下表第4欄の公表された事前登録情報を参照するものとする。

1 電動化対応トラック又は電動化対応バスの種類	2 実施要領別表第1第3欄に掲げる経費	3 標準的燃費水準車両の価格	4 公表された事前登録情報
ハイブリッド自動車（ベース車両を改造して製作する車両を除く）	事前登録情報における電動化対応車の定価	事前登録情報における定価	補助基準額（本表第2欄及び第3欄の差額に1/2を乗じた額で、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てた額）
電気自動車（ベース車両を改造して製作する車両を除く）	事前登録情報における電動化対応車の定価	事前登録情報における定価	補助基準額（本表第2欄及び第3欄の差額に2/3を乗じた額で、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てた額）
ベース車両を改造して製作する車両	事前登録情報におけるベース車両を改造した電動化対応車の定価 ベース車両の導入費用（当該ベース車両について事前登録情報における電動化対応車の定価が定められている場合は当該定価）	事前登録情報における定価（ベース車両と同等の諸元及び仕様の車両について）	補助基準額（本表第2欄及び第3欄の差額に、ハイブリッド自動車は1/2を、電気自動車は2/3を乗じた額で、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てた額）

(注3) 充電設備

- ① 充電設備の補助基準額の算定は、充電設備の販売者等が定めた機器の定価及び充電設備工事事業者の見積額（実施要領別表第1第3欄に記載の経費に準じた費用が積算されていること。）の和で、JATAが必要と認めた範囲内の額に1/2を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨て）とする。
- ② 設備工事費に係る補助対象経費は、充電機器の価格を上限値とする。

別紙1（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

本事業は、事業者が次に掲げるトラック又はバスであって継続的に製造され市場において販売することが予定されているもの（以下「電動化対応トラック」又は「電動化対応バス」という。）を導入する事業及び充電設備を対象とする。

なお、電動化対応トラックについては車両総重量（ベース車両における車両総重量をいう。以下同じ。）2.5t超、電動化対応バスについては定員11人以上とする。また、電動化対応トラック及びバスのいずれも、トラック又はバスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。

① 電気自動車

② ハイブリッド自動車（バッテリー電力によるモーター駆動が車両駆動力となるもので、かつ、下表第1欄の区分ごとに第2欄に掲げた燃費改善効果を得られるものであること。）

1 区分			2 燃費改善効果
トラック	大型	車両総重量12t超	2015年度燃費基準+10%達成
	中型	車両総重量7.5t超12t以下	
	小型	車両総重量2.5t超7.5t以下	2015年度燃費基準+15%達成
バス	大型	車両総重量3.5t超	2015年度燃費基準+10%達成
	中型	車両総重量2.5t超3.5t以下	
	小型	車両総重量2.5t以下	2015年度燃費基準+15%達成

③ 充電設備

ア 本事業による電動化対応車に導入される電気自動車（先進環境対応トラック・バス導入加速事業において、導入された電気自動車を含む。）の充電に必要な充電設備であること。

イ 設置場所は申請事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置するものであること。

ウ 充電設備は、普通充電器及び急速充電器とし、普通充電器はJARI認証を、急速充電器はCHAdeMO認証をそれぞれ取得するなど安全性が確保されていること。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について、補助金の交付を申請できる者は、下表第1欄に掲げる車両について同第2欄に掲げる者とする。

1 補助対象車両	2 補助金の交付を申請できる者 <sup>(注1)</sup>
電動化対応トラック（電気自動車又は大型ハイブリッド自動車）	① 又は③（①に貸し渡す者に限る。）
電動化対応トラック（ハイブリッド自動車）	① 又は③（①に貸し渡す者に限る。）。ただし、補助対象車両は貨物自動車運送事業 <sup>(注2)</sup> 以外の事業（以下「自家用トラック使用事業」という。） <sup>1)</sup> の用に供する場合に限る。



<p>電動化対応バス (電気自動車又はハイブリッド自動車)</p>	<p>② 又は③ (②に貸し渡す者に限る。)。ただし、補助対象車両は旅客自動車運送事業<sup>(注3)</sup>以外の事業 (以下「自家用バス使用事業」という。)の用に供する場合に限る。</p>
---------------------------------------	---

(注1) ①～③は以下のとおり。

- ① トラックを事業の用に供する者。
- ② バスを事業の用に供する者。
- ③ トラック又はバスの貸渡し (リース) を業とする者 (①又は②に貸し渡す者に限る。)

(注2) 貨物自動車運送事業とは、貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号) 第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業 (以下「一般貨物運送事業」という。)、同法同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業 (以下「特定貨物運送事業」という。)、又は貨物利用運送事業法 (平成元年法律第82号) 第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業 (以下「第二種貨物運送事業」という。)をいう。

(注3) 旅客自動車運送事業とは、道路運送法 (昭和二十六年法律第183号) 第3条各号に規定する旅客自動車運送事業、又は同法第78条に規定する自家用自動車による有償での市町村の区域内の住民の運送その他旅客の運送事業をいう。

### 3 維持管理

補助事業者は、補助事業により導入した補助対象車両及び充電設備を、第8条第十二号及び第十三号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

### 4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素削減量の状況を把握し、この規程及びJATAの求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

## 交付規程様式等

様式第1	交付申請書（第5条関係）
様式第1の2	交付申請書兼完了実績報告書（第5条関係）
様式第1の3	財産処分承認申請書（第5条関係）
様式第2	変更交付申請書（第6条関係）
様式第3	交付決定通知書（第7条関係）
様式第3の2	交付決定通知書兼交付額確定通知書（第7条関係）
様式第4	変更交付決定通知書（第7条関係）
様式第5	計画変更承認申請書（第8条関係）
様式第6	中止（廃止）承認申請書（第8条関係）
様式第7	遅延報告書（第8条関係）
様式第8	遂行状況報告書（第8条関係）
様式第9	取得財産等管理台帳（第8条関係）
様式第10	完了実績報告書（第11条関係）
様式第11	年度終了実績報告書（第11条関係）
様式第12	交付額確定通知書（第12条関係）
様式第13	精算払請求書（第13条関係）
様式第14	事業報告書（第15条関係）

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 殿

申請者<sup>注1</sup> 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名  
(貸渡し先 (リースの場合) 印)

令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業) 交付申請書

令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (電動化対応トラック・バス導入加速事業) 交付規程 (以下「交付規程」という。) 第 5 条第 1 項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号) 及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 様式第 1 (その 2 の 1) 及び (その 2 の 2) のとおり
- 2-1 補助対象経費<sup>注2</sup> (導入車両) 金 円
- 2-2 補助対象経費<sup>注2</sup> (充電設備) 金 円
- 3-1 補助金交付申請額<sup>注2</sup> (導入車両) 金 円
- 3-2 補助金交付申請額<sup>注2</sup> (充電設備) 金 円
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日 交付決定の日 ~ 年 月 日
- 5 補助対象車両の用途 (該当する欄に○を付す。<sup>注3</sup>)

電動化対応トラック		電動化対応バス	
電気自動車・ハイブリッド自動車 【車両総重量 12 t 超】	ハイブリッド自動車 【車両総重量 2.5 t 超】	電気自動車・ハイブリッド自動車 【乗車定員 11 人以上】	
一般貨物運送事業	自家用トラック使用事業 <sup>注4</sup>	自家用バス使用事業 <sup>注5</sup>	
特定貨物運送事業			
第二種貨物利用運送事業			
自家用トラック使用事業 <sup>注4</sup>			

申請者 問合せ先	(部署名等・氏名)
	(メールアドレス) @
	(電話) (F A X)
送付先 住所	〒 - *交付決定通知書等の書面を送付する住所が申請者の住所と異なる場合に記入する

6 添付資料 交付規程別紙 2 の 1 に記載の書類

- 注 1 交付規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 注 2 様式第 1 (その 2) に記載されている台数分の合計額を記載すること。
- 注 3 申請者が自動車リース業者である場合は、本申請に係る補助対象車両の貸渡し事業者における当該補助対象車両の用途について該当する欄に△を記入すること。
- 注 4 交付規程別紙 1 の 2 の表の注 2 に定める貨物自動車運送事業以外の事業をいう。
- 注 5 交付規程別紙 1 の 2 の表の注 3 に定める旅客自動車運送事業以外の事業をいう。

## 電動化対応トラック・バス導入加速事業実施計画書（車両）

申請者の 事業者番号 <sup>注1</sup>	
リースを利用する場合 の補助対象車両使用者 （貸渡し先）	氏名又は名称 （事業者番号 <sup>注1</sup> ） 住所：
補助対象車両 （電動化対応車）  *該当する区分に○を 付す。	登録番号（車両登録済の場合） 車台番号（車両登録済の場合） 車名 <sup>注2</sup> 通称名 <sup>注2</sup> ： 型式 <sup>注2</sup> ： 電動化対応車の種類*： EV PHV HV 区分 <sup>注3</sup> ： 大型 中型 小型／トラック バス 台数 <sup>注4</sup> 台 抵当権の有無*： 有 無 本事業（補助対象車両の導入）に係る本補助金以外の国の補助金 の交付又は交付申請の有無： 有 無
所要経費	
	金額
(1) 補助対象経費（補助対象車両価格） <sup>注5</sup>	円
(2) 寄付金、補助金その他の収入	円
(3) 補助対象経費支出予定額（(1)-(2)）	円
(4) 基準額 <sup>注6</sup>	円
(5) 補助金所要額 （3）と（4）を比較して少ない方の額（算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨 てるものとする。）	円
(6) 補助金交付申請額（(5) × 台数）	円

注1 補助対象車両を交付規程別紙1の2の表の注2に定める貨物自動車運送事業の用に供する場合にのみ記載する。

注2 交付規程別表注1に規定する車両情報に記載されている車名、通称名型式であること。

注3 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは、交付規程別紙1の1②の表第1欄に記載の区分のとおりとする。特種車の場合は改造前のベース車両について記載する。

注4 車名、型式、電動化対応車の種類、区分（以下「区分等」という。）が同じ車両の申請台数を記載する（交付規程第5条第1項において補助対象車両を既に補助対象車両を購入済みである場合を除く）。なお、種類等が異なる場合は、本様式（その2）を複数枚記載して添付する。

注5 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注6 交付規程別表注2の規定により算定した額とする。その際、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて実施要領別表第3欄に掲げる経費を算定した場合は、これら費用の内訳に係る資料を添付するものとする。



誓 約 書

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 殿

申請者 住所  
氏名又は名称  
代表者職・氏名 印

〔国の補助金に関する事項〕

本申請において申請する補助対象車両の導入について、本補助金の交付決定を受けた後は、新たに本補助金以外の国からの補助金の交付について申請しません。

〔暴力団排除に関する事項〕（申請者が地方自治体である場合を除く。）

私（申請者が法人である場合は申請法人）は、補助金の交付を申請するに当たり、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記事項について誓約します。この誓約が虚偽で有り、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）私は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。かつ、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- （2）私の法人の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）は、暴力団員ではありません。
- （3）私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- （4）私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- （5）私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
 会 長 久 米 正 一 殿

申請者<sup>注1</sup> 住 所 〒  
 氏名又は名称  
 代表者役職・氏名  
 (貸渡し先(リースの場合) 印)

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
 (電動化対応トラック・バス導入加速事業) 交付申請書兼完了実績報告書

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

なお、補助事業の実施に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従いました。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 様式第1(その2)のとおり
- 2 補助対象経費<sup>注2</sup> 金 円
- 3 補助金交付申請額<sup>注2</sup> 金 円
- 4 補助対象車両の用途(該当する欄に○を付す。<sup>注3</sup>)

電動化対応トラック		電動化対応バス	
電気自動車・ハイブリッド自動車 【車両総重量12t超】	ハイブリッド自動車 【車両総重量2.5t超】	電気自動車・ハイブリッド自動車 【乗車定員11人以上】	
一般貨物運送事業	自家用トラック使用事業 <sup>注4</sup>	自家用バス使用事業 <sup>注5</sup>	
特定貨物運送事業			
第二種貨物利用運送事業			
自家用トラック使用事業 <sup>注4</sup>			

申請者 問合せ先	(部署名等・氏名)
	(メールアドレス) @
	(電話) (FAX)
送付先 住所	〒 — *交付決定通知書等の書面を送付する住所が申請者の住所と異なる場合に記入する

5 添付資料 交付規程別紙2の2に記載の書類

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 注2 様式第1(その2)に記載されている台数分の合計額を記載すること。
- 注3 申請者が自動車リース業者である場合は、本申請に係る補助対象車両の貸渡し事業者における当該補助対象車両の用途について該当する欄に△を記入すること。
- 注4 交付規程別紙1の2の表の注2に定める貨物自動車運送事業以外の事業をいう。
- 注5 交付規程別紙1の2の表の注3に定める旅客自動車運送事業以外の事業をいう。

令和 第 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 殿

申請者 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名  
(貸渡し先 (リースの場合)

印  
)

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）により取得する補助対象車両に係る財産処分（抵当権の設定）について

標記について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）交付規程第5条第2項及び第8条十三号に基づき、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発表第080515002号大臣官房会計課長通知）第2の1に準じて、様式第1の3（その2）のと通りの処分について承認を求めます。



## 1 処分の種類 抵当権の設定

## 2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名または名称及び住所		
車 種			登録番号 及び車台番号		
補助年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) (注)	経過年数 (B)	残存年数 (A - B)
令和 2年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分（抵当権の設定）予定年月日
<p>※該当するものに○を付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助財産を取得する資金確保のため。</li> <li>補助事業者の事業の資金繰りのため（当該抵当権を認めなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの）。</li> </ul>					

注 処分制限期間（A）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において定める期間とすること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 殿申請者 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名  
(貸渡し先(リースの場合))印  
)令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業) 変更交付申請書

令和 年 月 日付け輸技協調(執)第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)を下記のとおり変更したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

## 記

1 補助変更申請額

2 変更内容

3 変更理由

(注) 具体的に記載する。

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 1の金額欄の上部に( )書きで当初交付決定額を記載すること。

3 添付書類は、様式第1(その2の1、その2の2)のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、金額については、変更前の金額を上段に( )書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（電動化対応トラック・バス導入加速事業）交付決定通知書

補助事業者  
（貸渡し先（リースの場合））

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）については、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）交付規程（令和2年4月1日輸技協調（執）第2-101号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請のとおりである。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助対象経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助対象経費	（導入車両）	金	円
補助対象経費	（充電設備）	金	円
交付決定額	（導入車両）	金	円
交付決定額	（充電設備）	金	円
- 3 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）交付要綱（平成31年4月1日環水大自発第1903283号）、（電動化対応トラック・バス導入加速事業）実施要領（平成31年3月28日環水大自発第1903284号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額または返還を行うこととする。

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業) 交付決定通知書兼交付額確定通知書補助事業者  
(貸渡し先(リースの場合) )

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請兼実績報告のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)については、令和2年二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付規程(令和2年4月1日輸技協調(執)第2-101号。以下「交付規程」という。)第7条第1項ただし書きの規定により、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久米 正一 印

## 記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請兼完了実績報告書のとおりである。
- 2 補助対象経費、交付決定額及び確定額は次のとおりである。  
(登録番号： 車台番号： )  
補助対象経費(導入車両) 金 円  
交付決定額(導入車両) 金 円  
確定額(導入車両) 金 円
- 3 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付要綱(平成31年4月1日環水大自発第1903283号)、(電動化対応トラック・バス導入加速事業)実施要領(平成31年3月28日環水大自発第1903284号)及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（電動化対応トラック・バス導入加速事業）変更交付決定通知書補助事業者  
（貸し先（リースの場合））

令和 年 月 日付け第 号で変更交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）については、令和2年二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）交付規程（令和2年4月1日輸技協調（執）第2-101号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、令和 年 月 日付け輸技協調（執）第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 印

## 記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号変更交付申請書のとおりである。
- 変更後の補助金の額は、次のとおりである。  
（導入車両）

変更前補助対象経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助対象経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
増減額	金	円	増減額	金	円

  
（充電設備）

変更前補助対象経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助対象経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
増減額	金	円	増減額	金	円
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）交付要綱（平成31年4月1日環水大自発第1903283号）、（電動化対応トラック・バス導入加速事業）実施要領（平成31年3月28日環水大自発第1903284号）及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。
- 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会長 久米正一 殿補助事業者<sup>注1</sup> 住所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名  
(貸渡し先(リースの場合) 印)令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業) 計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け輸技協調(執)第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)の計画を下記のとおり変更したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

## 記

- 1 変更内容<sup>注2</sup>
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1(その2の1、その2の2)のそれぞれに準じて変更部分について作成すること。

令和 年 月 日  
第 年 月 日 号

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 殿

補助事業者<sup>注1</sup> 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名 印  
(貸渡し先(リースの場合) )

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業)中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け輸技協調(執)第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付規程第8条第四号の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)を必要とする理由
- 2 中止(廃止)の予定年月日
- 3 中止(廃止)までに実施した事業内容<sup>注2</sup>
- 4 中止(廃止)が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止(廃止)後の措置

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 中止(廃止)までに実施した事業の内容については、様式第1(その2)を使用して記載することとし、交付決定額を上段に( )書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

令和 年 月 日  
第 年 月 日 号

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 殿

補助事業者<sup>注1</sup> 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名 印  
(貸渡し先(リースの場合) )

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業) 遅延報告書

令和 年 月 日付け輸技協調(執)第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)の遅延について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日<sup>注2</sup>

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。



令和 第 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 殿補助事業者<sup>注</sup> 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名  
(貸渡し先(リースの場合))印  
)令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業) 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け輸技協調(執)第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)の遂行状況について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

## 記

1. 補助対象車両 (電動化対応車の種類、 製造者名、車名、型式)	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂 行 状 況
計			
2. 電気自動車用充電設備 (充電設備の製造者名、型式 等)	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂 行 状 況
計			

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9（第8条関係）

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）  
取得財産等管理台帳（令和2年度）

財産名 <sup>注1</sup> (電動化対応車の 車名及び登録番号及 び電気自動車用充電 設備の型式等)	規格	金額 (円)	取得 年月日 <sup>注2</sup>	耐用 年数 <sup>注3</sup>	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、電動化対応トラック・バス導入加速事業により取得した電動化対応トラック又は電動化対応バス及び電気自動車用充電設備とする。

注2 取得年月日は、自動車にあつては初度登録年月日を充電設備にあつては、設置完了年月日を記載すること。

注3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において定める期間とすること。

令和 年 月 日  
第 年 月 日 号公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 殿補助事業者<sup>注</sup> 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名 印  
(貸渡し先(リースの場合) )令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業) 完了実績報告書

令和 年 月 日付け輸技協調(執)第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)を完了(中止・廃止)しましたので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

## 記

- 補助金の交付決定額及び交付決定年月日  
導入車両 金 円(令和 年 月 日 第 号)  
充電設備 金 円(令和 年 月 日 第 号)  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 補助事業の実施状況及び補助金の経費収支実績  
様式第10(その2の1、その2の2)に記載のとおり
- 補助事業の実績期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 添付資料  
(1) 補助事業の実績状況及び補助金の経費収支実績 様式第10(その2の1、その2の2)  
(2) 規程別紙2の2(1)~(4)に記載の書類  
(3) リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの。)(リースの場合に限る)

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

## 電動化対応トラック・バス導入加速事業実施報告書（車両）

申請者事業者番号 <sup>注1</sup>		
リースを利用する場合の補助対象車両使用者（貸渡し先）	氏名又は名称： （事業者番号 <sup>注1</sup> ） 住所：	
補助対象車両（電動化対応車） *該当する区分に○を付す。	登録番号： 車台番号： 車名 <sup>注2</sup> ： 通称名 <sup>注2</sup> ： 型式 <sup>注2</sup> ： 電動化対応車の種類*： EV PHV HV 区分* <sup>注3</sup> ： 大型 中型 小型／トラック バス 抵当権の有無： 有 無	
所要経費		金額
(1) 補助対象経費（補助対象車両価格） <sup>注4</sup>		円
(2) 寄付金、補助金その他の収入		円
(3) 補助対象経費支出予定額((1)-(2))		円
(4) 基準額 <sup>注5</sup>		円
(5) 補助金所要額 (3)と(4)を比較して少ない方の額 (算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		円
(6) 補助金交付決定額		円
(7) 補助金交付確定額 (5)と(6)を比較して少ない方の額		円

注1 補助対象車両を交付規程別紙1の2の表の注2に定める貨物自動車運送事業の用に供する場合にのみ記載する。

注2 交付規程別表注1に規定する車両情報の登録を行っている車名、通称名、型式を記載すること。

注3 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは、交付規程別紙1の1㊦の表第1欄に記載の区分のとおりとする。特種車の場合は改造前のベース車両について記載する。

注4 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。また、交付決定にあたり交付規程第8条第二号の規定に基づく条件が付されている場合は、一般の競争に付した結果による額（同号ただし書きの規定により指名競争又は随意契約によった場合においては、その額）を記載する。

注5 交付規程別表注2の規定により算定した額とする。その際、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて実施要領別表第3欄に掲げる経費を算定した場合は、これら費用の内訳に係る資料を添付するものとする。



令和 年 月 日  
第 年 月 日 号

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 殿

補助事業者<sup>注1</sup> 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名 印  
(貸渡し先 (リースの場合) )

令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業) 年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け輸技協調 (執) 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (電動化対応トラック・バス導入加速事業) の令和 2 年度における実績について、令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (電動化対応トラック・バス導入加速事業) 交付規程第 1 1 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

導入車両 金 円 (令和 年 月 日 )  
充電設備 金 円 (令和 年 月 日 )

(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助事業の実施状況<sup>注2</sup>

3 補助金の経費所要額実績

様式第 1 1 (その 2) のとおり

注 1 交付規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注 2 交付規程第 8 条第五号の規定に基づき公益財団法人 日本自動車輸送技術協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1)-(3)	(6)補助金 所要額 (2)-(4)

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（電動化対応トラック・バス導入加速事業）交付額確定通知書

補助事業者  
（貸渡し先（リースの場合））

令和 年 月 日付け輸技協調（執）第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）については令和 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）交付規程（令和2年4月1日輸技協調（執）第2-101号）第12条の規定により通知する。

記

確 定 額			
導入車両	金		円
（登録番号：		車台番号：	）
充電設備	金		円
（型式：		製造番号：	）
確 定 額 合 計 額	金		円

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 印



令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 殿補助事業者<sup>注</sup> 住 所  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名  
(貸渡し先(リースの場合)) 印令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業) 精算払請求書

令和 年 月 日付け輸技協調(執)第 号で(交付決定通知兼)交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)の精算払を受けたいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

## 記

1. 請求金額	(導入車両) 金 円 (充電設備) 金 円 請求額合計 金 円
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ 氏 名
3. 振込先金融 機関及び 支店名	銀行 支店 金庫 組合 *該当に○を付す。 その他( )
4. 預金種別	当座預金 ・ 普通預金 *いずれかに○を付す。
5. 口座番号	

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 久 米 正 一 殿補助事業者<sup>注1</sup> 住 所  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名  
(貸渡し先(リースの場合) 印)令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(電動化対応トラック・バス導入加速事業) 令和2年度事業報告書

令和 年 月 日付け輸技協調(執)第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)による二酸化炭素排出削減効果について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック・バス導入加速事業)交付規程第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

## 記

1 令和2年度二酸化炭素排出削減量及び燃費改善効果(実績)<sup>注2</sup>

補助対象車両 (電動化対応車の種類、登録番号)	二酸化炭素排出削減量 (トン-CO <sub>2</sub> /年)	燃費改善効果 <sup>注4</sup> (%)

2 その他補助対象車両を活用した二酸化炭素排出削減に資する取組に関する事項<sup>注3</sup>

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 必要に応じて計算根拠を示す資料を添付すること。

注3 補助対象車両を活用した普及啓発や調査検討等、今後の二酸化炭素排出削減の取組の推進に資する活用を図った場合、その概要について記載すること。

注4 年間CO<sub>2</sub>削減量/標準車両(代替車両等)の年間CO<sub>2</sub>削減量

1 交付申請書の添付資料

- (1) 提出資料一覧
- (2) 様式第1（その2の1）、（その2の2）及び（その3）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 申請者の事業内容等を確認できる書類
  - ①法人である場合にあっては登記事項証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
  - ②個人事業者である場合は、住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの）または免許証の写し
- (5) 自動車購入契約書（納車予定日を明記しているもの）の写し（リース以外の場合に限る）
- (6) 自動車賃貸借契約書（貸渡し開始日を明記しているもの）（契約締結前の場合は契約予定者、対象物品及び貸渡し開始予定日等必要事項が記載された契約書案）の写し（リースの場合に限る）
- (7) リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの）（リースの場合に限る）

2 交付申請書兼完了実績報告書の添付資料

- 1（1）～（4）及び（7）に掲げる資料に加えて、以下を添付するものとする。
- (1) 補助対象経費に係る請求書の写し
  - (2) 補助対象経費に係る支払を証する書類（領収書等）の写し
  - (3) 補助対象車両の自動車検査証の写し（所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し）
  - (4) 自動車賃貸借契約書の写し（リースの場合に限る）